

太田都市計画都市高速鉄道事業（東武
 鉄道伊勢崎線、東武鉄道小泉線及び東
 武鉄道桐生線）に伴う東武鉄道桐生線
 仮線工事（群馬県太田市西本町地内か
 ら同県同市大島町地内まで）に係る事
 業認定理由について

第 1	起業者の名称	群馬県
第 2	事業の種類	太田都市計画都市高速鉄道事業（東武鉄道伊勢崎線、東武鉄道小泉線及び東武鉄道桐生線）に伴う東武鉄道桐生線仮線工事（群馬県太田市西本町地内から同県同市大島町地内まで）
第 3	起業地	
1	収用の部分	なし
2	使用の部分	群馬県太田市西本町、八幡町

第 4 及 び 大 島 町 地 内
 1 事 業 成 1 6 年 3 月 2 9 日 理 由
 1 した 理由 馬 県 か ら 申 請 の あ っ
 1 伊 勢 田 崎 に 伴 う 東 武 地 本 件 は 2 0 条 第 1 号 の 要 件 へ の 適 合 性
 1 太 田 市 (認 定 収 入 業 事 業 道 生 う 東 武 鉄 線 及 小 桐 生 同 下 1 号 の 要 件 へ の 適 合 性
 1 業 東 う で あ る 。

[illegible]

	鉄	道	桐	生	線	に	つ	い	て	公	共	交	通	機	関	と	し	て	の	機
	能	を	維	持	す	る	た	め	に	仮	線	を	敷	設	す	る	も	の	で	あ
	り	、	本	体	事	業	の	た	ら	に	土	く	こ	と	が	で	き	な	い	施
	設	で	あ	る	こ	と	か	ら	、	土	地	収	用	法	第	3	条	第	3	号
	に	規	定	す	る	事	業	に	該	当	す	る	。							
		し	た	が	っ	て	、	本	件	事	業	は	、	土	地	収	用	法	第	2
	条	第	1	号	の	要	件	を	充	足	す	る	と	判	断	さ	れ	る	。	2
2		土	地	収	用	法	第	2	0	条	第	2	号	の	要	件	へ	の	適	合
	に	つ	い	て															性	
		本	体	事	業	は	、	太	田	駅	及	び	太	田	駅	周	辺	部	に	お
	け	る	東	武	鉄	道	伊	勢	崎	線	(	以	下	「	伊	勢	崎	線	」	と
	い	う	。	)	の	群	馬	県	太	ま	で	の	延	長	岡	町	地	内	か	ら
	県	同	市	西	本	町	地	内	島	ケ	島	町	下	「	小	泉	線	」	と	い
	東	武	鉄	道	小	泉	線	(	以	下	地	内	か	ら	同	県	同	市	東	本
	の	同	県	同	市	内	延	長	1,500m	の	区	間	及	び	東	武	鉄	道		
	地	内	ま	で	の	延	長	1,500m	の	区	間	及	び	東	武	鉄	道			

同のい鉄も道の規市、とるに
県のとう鉄道の協の都りこい設
同ま」路行省長道「条がおるて施
の内間道を運輸局鉄下4県ていし路
）地区、事に運路と以第府れて有道
。町件し工に道路（び道さしをた
う島本化する1日省道」及都と行限じ
い大「架す3月3及びける施権生
と市下高関3月及びける施権生
」同以をに6業もける施権生
線県（線化年長にす条差すを行に
生同間在差4局市関2交行可施業
桐ら区現交成市都に第体施認を事
「かのて体平成都「化）立ての業差
下内い立、省た差。続し業事交
以地つ続。は、省た差。続し業事交
（町に連る。は、省た差。続し業事交
線本1,935mに連る。は、省た差。続し業事交
生東長。とのあ馬県建設し交う連と事体
桐市延う道ので群長で続」か画市ら連

業が、各切る。道区鉄鉄第道、が
事るて適れ鉄件武武律鉄ら、用を施す
画なし、れた本東東法、か供業施
計にとめめじきる、年りとび事を
市と路た認生づあが、61おこ及
都こ道るとい基で和てる理
きるるなの伴に者な昭けい管
づすよにもに条業に（受てに。は、本
基属にとる業8事と法をし切る。本
に帰法これ事第道こ業可有適れ馬せ
条に路るわ差定鉄る事許をてら群併
8県道す行交協るす道る限いめ、
第馬、理が体、す属鉄係権つ認らし
定群は管用立は理帰、にるにとかを
協る設が供続て管には、条す設のとを
、あ施者び連いを社社は、3営施もこ能
はで路理及、つ道会会第経道の権
て者道管理たに鉄式式）を鉄れ上る
い行該路管ま設の株株号）業該わ以す
つ施当道に施間道道92事当行行

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
土地収用法第20条第3号の要件への適合性

について

益 につ い て

伊勢崎線は、東京都台東区の浅草駅を起点とし、埼玉県、栃木県を通過し、群馬県

伊勢崎市の伊勢崎駅を終点とする営業距離
 114.5 km の路線の館林点とを、小泉線は、
 群馬県太田市の館林点とを、小泉線は、
 田市の路線（途中）の群馬県太田市の路線、
 の駅間で、群馬県太田市の路線、群馬県太田市の路線、
 区間、群馬県太田市の路線、群馬県太田市の路線、
 群馬県太田市の路線、群馬県太田市の路線、
 田郡大間の線、群馬県太田市の路線、
 離20.3 km の線、群馬県太田市の路線、
 及び桐生市の線、群馬県太田市の路線、
 続する市部の線、群馬県太田市の路線、
 要県東しか線、群馬県太田市の路線、
 小泉線及び桐生線、群馬県太田市の路線、

路太 平面性 になる。 交 超 時、 上 とは
3 島 下 険 線 的 る。 交 超 時、 上 とは
ら 小 以 の 危 路 体 あ ち、 1.5 時 以 線 いて
れ 道 (所 の 3 れ 一 に う 日 が 100 m 桐 お い
こ 県 路 箇 故 ら さ の 況 の 踏 切 間 し に 特 切
、 道 17 事 れ 断 側 状 切 000 時 在 が 踏
め 線 の 切 こ 分 南 る 踏 切 断 存 長、 踏
た 林 等 と 踏、 が と い の 踏 遮 断 存 長、 踏
る 館 線)、 に 地 側 て 所 が 切 箇 滞 在 す
い 橋 泉。 滞 も 街 北 れ 箇 量 踏 5 る 存 差
て 前 大 う 渋 と 市 駅 さ 17 通、 が す 所 交
っ 道 田 い 通 と 心 田 害 る 交 所 所 因 箇 が
走 県 太 と 交 る 中 太 阻 係 車 箇 箇 起 5 線
に る 道 」 て い の、 が に 動 3 の に が 林
状 す 県 路 いて 市 り 成 間 自 が 上 切 所 館
き 差 び 道 お じ 田 よ 形 区 の 所 以 踏 箇 橋
す 交 及 差 に 生 太 に 地 件 路 箇 日、 る 前
た と 線 交 切 が り と 街 本 道 る / た な 道
を 線 田 「 踏 等 よ こ 市 差 え 間 ま と 県

(2) 本 体 事 業 の 施 行 に よ り 失 わ れ る 利 益 に つ
い て
本 体 事 業 は 、 環 境 影 響 評 価 法 (平 成 9 年
法 律 第 8 1 号) 等 に 定 め る が 、 起 業 鉄 道 の 評 価 あ る 架 橋 化 任
象 事 業 が 本 体 事 業 振 動 及 び 騒 音 及 び 騒 音 及 び 騒 音 方
馬 県 伴 う 検 討 及 び 騒 音 及 び 騒 音 及 び 騒 音 方
に 伴 っ て 騒 音 及 び 騒 音 及 び 騒 音 及 び 騒 音 方
意 騷 動 及 び 騒 音 及 び 騒 音 及 び 騒 音 方
振 動 及 び 騒 音 及 び 騒 音 及 び 騒 音 方
い る と 振 動 及 び 騒 音 及 び 騒 音 方
及 び 改 善 お 及 び 床 版 面 又 は 枕 木 下 へ の
が 騒 音 橋 の

動 想 っ 以 居 域 と 業 が も め じ 。 、 置
振 予 行 間 、 地 こ 工 分 用 占 生 る も 設
び が を 時 め 該 る 準 部 利 を が れ で の
及 と 測 の た 当 あ び る 地 分 害 ら 合 設
音 こ 予 定 る 、 で 及 い 土 部 阻 め 場 施
騒 る も 規 あ が か 域 て の 大 照 認 た 共
記 す て に が る ず 地 れ 際 が 日 が じ 公
上 下 い 地 域 れ わ 業 さ 実 用 て と 生 「
、 低 つ 民 地 さ と 商 定 、 利 し こ が 、
で に の る 念 る は 決 に 地 対 い 害 は
の ら 害 部 じ 懸 す 用 画 も 土 に な 阻 県
る さ 阻 一 生 が ら 利 計 と の 居 ど 照 馬
れ も 照 、 が 響 か 地 市 と て 住 ん 日 群
わ り 日 る 害 影 体 土 都 る し 、 と て る
行 よ 、 こ 阻 の 全 の て め と ら ほ し あ
が 値 。 に と 照 へ は 域 し 占 等 か は 対 で
設 測 る ら る 日 境 積 地 と を 所 と と に 者
敷 予 れ さ い の 環 面 該 域 半 業 こ こ 居 業
の の さ て 上 住 の 当 地 大 事 る る 住 起

る付の保知者保り。
係日も文化財周業録により。
に23る起記にれついで
等月す、文よるり小本
害2処にがよい施め定び
損1対は、にの認め選及く
る51てい214号す議し業と
ず和じお存の協と事ある
生昭準に第214号す議し業と
り（に）に第所とこ本であつの位崎で
よ「）内律箇所と、微討仮に線伊だ
にて通知間法7員ず、軽検るび生行
陰い通。件区年が委講かはの係並桐を
日つ官。本和25文化教置こ利益較に部、
るに次る。本和25文化教置こ利益較に部、
す担務い、昭文県措のる案比業駅ら検
因負事で、昭文県措のる案比業駅ら検
起用設し一方（蔵馬の上れ代替件太係
に費建と護のは存失わ代本はのにつ

(3)

造店案行よ合
築型の施案て
に大他でのし
側のが側他断
北側地北が判
が南土駅域に
架駅な田区的
高田難太行合
て太困、施総
いとがに業ら
お駅用も事か
に田利と理等
部太地と整とな
駅、土る画こえ
田めに残区るい
太た間く地なは
、るの多土くとの
とれとりの狭的
こさ舗よ中り理
伊線に用高地境と
勢及仮地架面側等
及び線のを積道か
北線伊を端築が設
勢敷部造他置、
浅崎設ですの区事
草線すはる案間業
南駅のるなこよが費
側方伊案くとり申が
仮は勢で、にも請他
線高崎あ現な広案の
案架駅る在るくよ案
はの方が線たなりよ
、北は、とめりもり
桐側高高同、多も
生に架架じ仮まく多
線の、のを位線たなく
及小南鉄置の、るな
び泉側道に借環こる

こと、太田駅と太田駅南側の大型店舗との
間になる土地利用が困難な土地画整理事業
域が申請案よりも狭くなること等から総合
的に判断して合理的とはいえない。
以上のことから、社会的条件、経済的条
件等から総合的に判断した結果、本申請案
が最も合理的であると認められる。

(4) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で
述べた失われる利益を比較衡量した結果、
本体事業の施行により得られる公共の利益
が失われる利益に優越すると認められる。
また、本件事業は、本体事業の施行期間
中、桐生線について公共交通機関としての
機能を維持するためには仮線を敷設する工事

で、あ、り、こ、本、体、事、業、の、公、益、性、を、発、揮、す、と、た、め、
に、欠、く、こ、と、が、で、き、な、い、も、の、で、あ、る、こ、と、か、ら、
本、施、利、(3)、の、代、替、認、め、ら、っ、て、本、件、事、業、は、土、地、収、用、法、第、
20条第3号の要件を充足する要件への適合性

4

に、つ、い、て

(1)

申、請、事、業、を、早、期、に、施、行、す、る、必、要、性、
本、体、事、業、は、3 (1)、で、述、べ、た、よ、う、に、本、
件、区、間、に、係、る、17箇所の平面踏切等が生じている
通、渋、滞、踏、切、事、故、の、危、険、性、等、が、生、じ、て、い、る

状況にあること、早期に交通渋滞、踏切事故の危険性、高
いもの、また、本事業は、平成13年10月に国土
交通大臣が策定した「馬県が策定した「群馬県太田、
平成13年3月及び「平成8年9月計画のとし、
総合計画策定した「平成8年9月計画のとし、
市連付け以上の必要性は高い、本件事業を早期に施行
する必要がある性は高い、本件事業を早期に施行

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合
理性
本件事業に係る起業地の範囲は、仮線を

株式に認められ、本事業関係線の間、使用する
鉄道標準と認められ、本事業関係線の間、使用する
鉄基あり、本事業関係線の間、使用する
武実施で、公共期間、認められ、使用する
東実団にのり、認められ、使用する
う設範期ためか、認められ、使用する
行施なするいたま、認められ、使用する
を係要するこ、認められ、使用する
行関必要するこ、認められ、使用する
運木き、線維持、撤去、本が第4号
の土づく、線維持、撤去、本が第4号
線た基、事件、桐を、必要、20条
生しに、事件、桐を、必要、20条
桐定格。本中、機能、使用、必要、20条
て策規。本中、機能、使用、必要、20条
しが、れた、本中、機能、使用、必要、20条
使用社められた、本中、機能、使用、必要、20条
使会定められた、本中、機能、使用、必要、20条

5 結論
以上のとおり、本事業は、土地収用法第

20条各号の要件を充足すると判断されるため、
同条の規定に基づき、事業の認定をするもの
である。

第 5 土地収用法第26条の2第2項の規定による
図面の縦覧場所 群馬県太田市役所太田駅周
辺土地区画整理事務所